

第4章

欧州連合 (EU)

関税..... 108

 高関税品目 108

セーフガード..... 108

 鉄鋼セーフガード..... 108

基準・認証制度 109

 (1) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する欧州指令 (EuP 指令) 109

 (2) 化学品規制 (REACH) 109

 (3) 医療機器規制 (MDR)・体外診断用医療機器規制 (IVDR) 111

サービス貿易 111

 オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制 111

政府調達..... 112

 公共調達新規則案 (Proposal on International Procurement Instrument) 112

地域統合..... 113

 譲許税率の引き上げ..... 113

知的財産..... 113

 スペアパーツへの意匠権の権利行使問題..... 113

関 税

関税構造

＊本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EU の現行の非農産品の譲許率は 100%、単純平均譲許税率は 3.9%であるが、貨物自動車(最高 22%)、履物類(最高 17%)、陶磁器(最高 12%)、ガラス製品(最高 11%)、乗用車(最高 10%)と、高関税品目もいくつか残されている。また、実行税率は、2018 年時点で、電気機器(最高 14%(テレビカメラ、ラジオ受信機等)、単純平均 2.4%)、繊維(最高 12%、単純平均 6.6%)の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、上記のようなタリフピーク(第Ⅱ部第 5 章 1. (1)③参照)を解消し、可能な限り関税を引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始、2019 年 7 月には約 90%の関税が撤廃され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる(詳細は、第Ⅱ部第 5 章 2. (2) ITA (情報技術協定) 拡大交渉を参照)。EU については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、EU が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、デジタルビデオカメラ(14%)、カーオーディオ(14%)、テレビ受信機器(14%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的

に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

また、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、日 EU・EPA 協定が 2019 年 2 月 1 日に発効した。これにより、EU 側の工業製品は全て関税撤廃が達成されるようになっており、主要な品目としては、乗用車が 8 年目に撤廃、自動車部品の 9 割以上、一般機械、化学工業製品、電気機器でそれぞれ約 9 割が即時撤廃となっている。農林水産物等に関しても、牛肉・茶・水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税が撤廃されている。

英国の EU 離脱については、2020 年 2 月現在、英国独自の WTO 譲許表及びサービス約束表が存在しないことから、英国は新たに譲許表及びサービス約束表を WTO に提出する必要がある、現在、案が WTO メンバーに回章に付されているところ(具体的な論点については、2017 年版不公正貿易報告書 133 頁参照)。

セーフガード

鉄鋼セーフガード

<措置の概要>

EU は 2018 年 3 月に鉄鋼製品の輸入に対し、セーフガード調査を開始し、同年 7 月 19 日、暫定措置を発動。2019 年 2 月 2 日に最終措置を発動(2021 年 6 月 30 日まで)。HSC8 桁で約 300 製品(72081000-73069000)(熱延、冷延、ステンレス鋼等)に対して、過去 3 年(2015-2017)の平均輸入実績に基づき、対象品目ごとに関税割当(①輸出シェア 5%以上の国に対する国別 country quota と、②その他の国一括の Residual quota)を付した上で、当該割当を超過した場合、25%の追加関税を賦課する関税割当の方法をとった。

<国際ルール上の問題点>

措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」(関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内製品と輸入製品との

競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される)がSGの発動要件とされていること(GATT第19条1(a))との整合性に懸念がある。

<最近の動き>

2019年5月、EUはレビュー(セーフガード措置の見直し)を実施した。それに対し、我が国は政府意見書を提出し、セーフガード委員会や二国間のコンサルテーションでも損害の認定方法や関税割当の運用方法について懸念を表明。レビューを踏まえて、対象品目ごとの関税割当数量や途上国除外などの措置を一部変更する最終決定が同年9月26日に公示され、同年10月1日から施行された。

引き続き、対象製品のアジア等への流入や、EUへの駆け込み輸入による関割早期消化のリスクを注視し、EUに対して必要に応じた働きかけを行う。

基準・認証制度

(1) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関するEU指令(ErP指令)

<措置の概要>

EUでは、環境に配慮した製品設計の枠組み作りとして、2005年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関するEU指令」(EuP指令)を、2009年10月には「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関するEU指令(ErP指令またはエコデザイン指令)」を公布した。

同指令では、域内で上市される製品の、原材料の調達、製造、販売から廃棄に至るまでの期間(ライフサイクル)における、環境に与える影響(例:資源の使用、大気や水への放出物、騒音、振動等)に配慮した取組みを行うことが求められる(一般的環境配慮制度要求)ほか、製品によっては使用電力、待機電力等を一定値以内に納めることが求められる(特定環境配慮制度要求)。対象製品毎の要求事項は、「実施規則(Implementing Measures)」によって公表されている。

<国際ルール上の問題点>

これまでにTBT通報された「実施規則」の案では、①要求事項設定の一部に、既存規制との不整合や科学的根拠・効果が不明な箇所があること、②要求事項に係る各文言の定義が不明確であること等の問題がある。同指令が、正当な政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

欧州委員会は、2015年12月に資源効率/循環型経済政策の行動計画(Circular Economy Policy Package)を発表した。同計画の中で、ErP指令(エコデザイン指令)には、特定環境配慮制度要求として、従来の使用電力や待機電力等エネルギー効率要求に加えて、資源効率要求も導入される方向性が示された。

欧州委員会は2018年12月に10の製品別実施規則について投票を実施し、2019年10月1日に採択した。このうち、2018年10月にTBT通報されたディスプレイの実施規則については、①8K TVなど次世代の技術にとって達成が困難な過剰なエネルギー効率要求や、②過度な対応コスト増が想定される資源効率要求(サービスパーツ提供期間の義務付け、情報提供義務の拡大)、③既存規制(RoHS指令、WEEE指令等)との重複・未整合について、日本政府や電機電子産業界からコメントを提出していたものの、採択された実施規則には反映されておらず市場へ混乱を与えることが懸念される。今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

(2) 化学品規制(REACH・CLP・WFD)

<措置の概要>

EUにおいて、2007年6月1日から化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH規則:Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)(1907/2006)が施行された。

この規則の特徴は、以下のとおりである。

①年間累計1トン以上の化学物質をEU域内で製造又は輸入する場合、登録が義務づけられる。さらに、登録者あたり年間累計10トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性報告

書の作成が義務づけられる。

②従来、行政府が担ってきた既存物質の安全性評価の責務が、産業界に課されている。

③本規制に基づき、EU 化学物質庁 (ECHA) 及び加盟国は登録された物質に対して評価 (審査) を実施する。物質評価の対象物質はハザード情報、ばく露情報、使用量に基づき、ECHA ならびに加盟国によって優先付けされ、CoRAP (Community Rolling Action Plan、共同体ローリング行動計画) リストとして公表される。

④一定の要件の下で、成形品 (article) 中に意図的放出物が含まれる場合にはその量が年間累計 1 トンを超えれば登録が義務づけられる。

⑤成形品中に高懸念物質が 0.1% を超える濃度で含まれる場合には、その物質が年間累計 1 トンを超えれば届出及び情報伝達が義務づけられる。この点、複合成形品については、濃度算定の母体を複合成形品全体とする ECHA の解釈があったが、2015 年 9 月に欧州司法裁判所は、複合成形品を構成する各成形品 (Component article) を母体とする先決裁定を公表した。複合成形品の EU 域内生産者及び輸入者には、複合成形品を構成する構成部品ごとに高懸念物質の濃度算出が求められることになり、特に EU 域外からの情報収集を行わねばならない輸入者にとって負担となる。

⑥附属書 XIV に認可対象物質として収載された、発がん性などの懸念が極めて高い化学物質については、個々の用途ごとに市場への供給及び使用が認可される (産業界においてリスクが適切に管理されていること等が証明され、認可が付与されない限り、市場への供給が禁止される)。認可対象物質として収載する際には、CMR、PBT 又は vPvB の特性、それらと同程度の悪影響を及ぼす可能性がある特性 (ELoC)、幅広く分散的な用途、高生産量という要件に基づくことが示されているが、加盟国内で製造されていない化学物質が優先的に審査対象に加えられる懸念がある。

また、2009 年 1 月には化学品の分類、表示、包装に関する規則 (CLP 規則: Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures) が施行された。同規則のもとで危険有害性があると判断された物質または

混合物については、危険有害性等の表示をすることが求められる。

2018 年 12 月、EU は第 14 次 ATP (技術的進歩への適合化) のための CLP 規則に関する提案テキストを TBT 通報した。当該テキストでは、酸化チタンの吸入暴露が起こるかどうかに関わらず、1% 以上の酸化チタンを含む粉体混合物を発がん物質として分類している。この場合、対象製品の範囲が不必要に広くなり、GHS に準拠した他国の制度では発がん性分類されることなく流通している製品に対しても、警告表示が必要となるおそれがある。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が、EU 域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定第 2.2 条との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定第 2.4 条との不整合が生じることとなる。

<最近の動き>

2018 年 12 月の CLP 規則に関する TBT 通報では、酸化チタンを含有する製品を製造する我が国産業界から EU に対しコメントを提出したほか、2019 年 3 月の TBT 委員会以降、EU に対し懸念を伝達している。

PFOA (ペルフルオロオクタン酸) に関しては、2019 年 11 月に既存の欧州 POPs 規則 (残留性有機汚染物質に関する規則) に PFOA の含有制限を追加する案が公表された。これにより REACH 規則にて規定されていた PFOA 制限が POPs 規則に吸収されることになるが、現在の POPs 規則改定案によると、REACH 規則にて認められていた除外対象が狭められ、且つ除外期間が短縮されており、産業界への影響が懸念される。

また ECHA は、欧州廃棄物枠組み指令 (WFD) に基づき構築された SCIP データベース (高懸念物質が 0.1% を超える濃度で含まれる成形品に関するデータベース) について、2019 年 9 月に情報要件等を公

表し、当該成形品を EU 域内市場に上市している企業等は 2021 年 1 月 5 日以降当該データベースに情報を提出する必要があるとしている。SCIP データベースへの要求については不明瞭な点も多く、また産業界が使用している既存の情報伝達スキーム (chemSHERPA 等) で収集されている情報を超えた要求が含まれており、対応に際してサプライチェーン上での混乱が予想される。

REACH 規則及び CLP 規則については、規制対象となる化学物質等が今後も更新される可能性があるところ、EU における化学品規制の動向を引き続き注視していく必要がある。

(3) 医療機器規制 (MDR)・体外診断用医療機器規制 (IVDR)

<措置の概要>

EU の医療機器規制 (MDR) 及び体外診断用医療機器規制 (IVDR) は 2017 年 5 月 25 日に発効しており、移行期間を経て MDR については 2020 年 5 月 26 日から、IVDR については 2022 年 5 月 26 日から適用される。MDR においては、上記適用日以前あるいは医療機器指令 (MDD) 認証書有効期間中に市場に出荷した MDD 適合製品は 2025 年 5 月 27 日まで市場で入手又は使用開始可能とすることができることや、クラス 2 及び 3 機器については、上記適用日以前に現行スキームの下で取得した認証書が適用日以降も一定期間有効とすることが規定されている。

しかしながら、①企業が新たな制度に適合するために必要な実施規則等の情報が不足していること、②MDR の認証を行う EU 加盟国の認定を受けた適合性評価機関 (NB) の数は 14 となったが、日本国内ではいまだに適合性評価を実施できない NB があること、また新規案件の適合性評価を受け付けていない NB が多いことといった問題がある。特に②に関する問題は深刻であり、NB が MDR の審査を受け付けてくれない、申請をしても実際の審査は 1 年後になると言われたケースが現に発生している。また今後申請しても審査の待ち時間が長期に及ぶ懸念も考えられる。このため、適用日以降、MDR の認証が必要な新製品に加え、分類変更により新たに認証機関の関与が必要となった既存製品についても EU 向けに輸出ができなくなる等、実質的な貿易阻害要因となる可能性がある。

<国際ルール上の問題点>

EU 内の新制度のための体制構築の遅れにより EU への医療機器の輸出が滞り、実質的に貿易制限的な措置となるおそれがある。

<最近の動き>

当該規制に懸念を有する他国と連携しながら TBT 委員会で EU に対し懸念を伝達すると共に、新制度の適用までの移行期間の延長等を要請しているほか、二国間対話の場でも政策立案担当者との協議を実施している。我が国企業の EU の医療機器市場へのアクセスを確保するため、引き続き EU に対し円滑に新制度に移行できるよう体制構築を働きかけていく必要がある。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EU は、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89/552/EEC (修正指令 97/36/EC) により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めている (但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く)。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも 60%を欧州制作分としなければならない、また、仏語放送を全体の 40%以上としなければならないと規定している (1992 年 1 月 18 日の政令 No. 86-1067)。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007 年 12 月 19 日に発効した。ここでは、テレビ広告、ビデ

オ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。

<懸念点>

EU は、WTO サービス交渉において、AV 分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置が WTO 協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFN は、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の 1 つであり、WTO 協定における基本原則である。MFN 免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN 免除は時限的なもので、原則として 10 年を超えてはならないとしている。この点、EU 自身が 2009 年 7 月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後 WTO に加盟をしようとする国々に対し、EU と文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつ MFN 免除登録を促すことを助長するような記載があることは WTO の精神からも看過することは出来ない。

<最近の動き>

上述のとおり、2007 年 11 月、欧州議会において、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令 89/552/EEC（国境なきテレビ指令）を修正する欧州議会・理事会指令案（視聴覚メディア・サービス指令案）」[COM (2005) 646] が採択され、翌 12 月に発効した。同指令の国内法への導入期限は 24 か月以内（2009 年 12 月 19 日）で、すべての加盟国が指令を国内法に導入するための法規を欧州委員会に通知済みである。

欧州委員会は 2011 年 3 月 29 日、『視聴覚メディア・サービス指令』の適用状況に関する情報提供を 16 の加盟国に要請し、加盟国が採択し欧州委員会に通知した国内法の分析を行い、指令の内容が的確に国内法に反映されているかを精査した。また、2015 年 7 月から 9 月まで、ステークホルダー及びユーザーを対象に、視聴覚メディア・サービス指令に係るフィードバックを得るためにパブリック

コンサルテーションが行われ、2016 年 5 月 25 日、本指令の改正案が欧州委員会から欧州議会に提出された。2017 年 4 月 25 日、欧州議会文化教育委員会にて本改正案が同意された。その後、欧州委員会、欧州議会、欧州理事会での 3 者協議を経て、2018 年 10 月 2 日、欧州議会は本指令の改正案を承認し、同年 11 月 6 日、欧州理事会が本指令の改正案を採択した。本改正は、音響映像サービスの視聴方法が、伝統的な TV からオンライン媒体に変化しつつある中で、消費者保護の観点から、音響映像サービス事業者に対する規制を見直すものである。特に、オン・デマンドサービスにおいても、欧州作品を一定量以上配信することを義務づけるクォータ規制が明示されていることは注目される。

EU における文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国は WTO サービス交渉等において、EU に自由化約束向上を行うよう求めている。

政府調達

公共調達新規則案（Proposal on International Procurement Instrument）

<措置の概要>

2012 年 3 月、欧州委員会は、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対して、市場開放のインセンティブを高めることを目的とし、公共調達に関する新たな規則案（COM(2012) 124）を提案した。また、2016 年 1 月、欧州委員会は、本規則案の修正案（COM(2016) 34）を公表した。同提案では、欧州委員会が他国の調達市場について調査を行い、当該国が「制限的又は差別的な調達措置又は慣行を採用又は維持している」と認められる場合には、当該国と協議を行い、協議による解決ができなかったときは、当該国からの調達に対して価格調整措置（price adjustment measures）をとる仕組みを提案している。

<国際ルール上の問題点>

本規則案上、欧州委員会は、職権で、又は利害関係人若しくは加盟国の申立てに基づき、他国の「制

限的又は差別的な調達措置又は慣行」について調査を行うことができる。調査の結果、当該国が制限的・差別的な調達措置を採用又は維持していると認められる場合には、欧州委員会は、当該国に対し協議に応じるよう求めなければならない。協議が15か月以内に満足できる結果に至らない場合には、欧州委員会は、協議を打ち切った上で適切な措置をとらなければならない。この場合、価格調整措置をとることができる。具体的には、当該国の供給者による入札、当該国の物品又はサービスを含む入札について、最大20パーセントの価格ペナルティが課される。

本規則案は、国際協定の適用対象外の物品・サービス（non-covered goods and services）の調達に対してのみ適用される。すなわち、①EUとの間で国際協定を締結していない第三国については、当該国の物品・サービス、②EUとの間で国際協定を締結している第三国については、当該国際協定の適用範囲外の物品・サービスが対象となるとされている。

このように、本規則案の基本的な仕組みとしては、EUが国際協定で内国民待遇を約束する調達は上記措置の対象としないこととしているが、例えば、「制限的又は差別的な調達措置又は慣行」が認定された第三国の供給者による入札において、当該国の物品の合計価額が入札価額の50%を超えているが、我が国の物品も相当程度含まれているような場合、本規則案上、我が国の物品も価格調整措置の対象になるとすれば、無差別原則（WTO政府調達協定4条1項）に違反するおそれも否定できない。

<最近の動き>

新たな規則案の修正案は、EU運営条約207条に従い、通常立法手続（EU理事会と欧州議会の共同決定手続）により採択されることになっている。規則案の審議は欧州議会で審議されたものの、理事会での審議が進まず、これを打開するために欧州委員会が出した規則案の修正案の審議も、2020年2月現在、進んでいない。今後、EU理事会及び欧州議会における同提案の審議を注視していく必要がある。

地域統合

譲許税率の引き上げ

2017年版不公正貿易報告書 133頁参照

知的財産

スペアパーツへの意匠権の権利行使問題

<措置の概要>

EUにおいては複合製品の交換用の構成部品（スペアパーツ）の意匠権による保護の在り方について、これまで激しい議論が行われている。

その結果、共同体意匠については、「共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則（Council Regulation (EC) No 6/2002）」（以下、「共同体意匠規則」という。）の第110条において、仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められないという、いわゆる「修理条項」が、経過措置として規定されている。

また、各EU加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会指令（Directive 98/71/EC）」（以下、「意匠指令」という。）の第14条では、上記「修理条項」の採否について、各国に既存法規の現状維持を認め、法規を改正する場合は、当該部品の市場の自由化を図る方向でのみ可能となる旨規定しているところ、EU域内の各国において、スペアパーツの意匠権による保護の在り方は統一されていない。

2016年に欧州委員会から公表された「欧州における意匠保護の法的レビュー」と題する報告書においては、オーストリア、フランス、ドイツ、リトアニア、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、チェコ、デンマークが「修理条項」を有しない一方、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、英国、スペインが「修理条項」を有することが報告されている。

本来、権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有している場合には、修理目的であるか否かによらず、当該スペアパーツの意匠について独占的排他権を有することから、部品市場においても、当該スペアパーツの模倣品を排除できるはずであるところ、

「修理条項」の導入により、修理目的のスペアパーツに意匠権による保護が及ばないとすれば、特に自動車産業を中心として、イノベーションが損なわれる懸念がある。

＜国際ルール上の問題点＞

TRIPS 第 26 条第 2 項には、加盟国が意匠の保護の例外を定めることができるとされている一方、当該例外が認められるためには、①限定的例外であること、②通常の実施を妨げないこと、③第三者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと、の 3 条件（3-ステップテスト）を累積的に満たす必要があることが規定されている。したがって、共同体意匠や各 EU 加盟国において、修理目的のスペアパーツを意匠保護の例外とすることが TRIPS 第 26 条第 2 項に整合するかについては、TRIPS の解釈に議論の余地があると考えられる。

＜最近の動き＞

EU における修理目的のスペアパーツの意匠権による保護の在り方については議論が収束しておらず、共同体意匠規則第 110 条及び意匠指令第 14 条のいずれも経過措置として規定されているものである。そして、2004 年には欧州委員会が、意匠指令への「修理条項」導入を提案したものの、結局合意に至らず、2014 年に取り下げられている。

他方、2019 年 5 月には、ドイツ連邦政府が意匠法への「修理条項」導入を閣議決定した。2019 年 11 月時点では審議中であるが、従来、ドイツは「修理条項」の導入に慎重な姿勢を見せていたことから、ドイツにおけるこのような方針転換は、今後の意匠指令改正等の議論に影響を及ぼす可能性も考えられ、今後の動きが注目される。

我が国としては、これまで継続的に EU に対して「修理条項」の廃止を求めており、2019 年 11 月に開催された日 EU・EPA 知的財産専門委員会第 1 回会合においても、スペアパーツの意匠権による保護を議題の 1 つとして取り上げ、EU に対して「修理条項」の廃止を求めた。

今後、引き続き、議論の状況を注視すると共に、各 EU 加盟国の意匠制度及び共同体意匠制度について「修理条項」の廃止を働きかけていく必要がある。